

令和8年度 新1年生の保護者の方へ

各種制度ご利用希望の方は手続きをお願いします。

1. 校区外通学制度

松江市では、保護者の住所（住民票の住所）により、通学する学校が決まります。特別な事情があり、教育委員会が認める場合に指定校以外の学校へ通学することができます。松江市立学校以外への入学を予定する場合は、この手続きは必要ありません。

- (1) 対象者 ・保護者の勤務等の事情により下校後に親戚等へ児童を預け、預け先の校区の学校へ通う児童
・入学後、松江市内での転居が確実で、あらかじめ転居先の校区の学校へ通う児童など※

(2) 申請手続について

申請書 学校教育課、又は松江市の ^{ホームページ} H P にあります。

申請方法 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えてご提出ください。

提出先 学校教育課

提出期間 令和7年10月10日（金）～11月14日（金）

- (3) 結果の通知 申請保護者へ通知書を送付します。

※申請書や申請理由、添付書類など、詳しくはHPをご覧くださいか、問い合わせ先にご連絡ください。



2. 就学援助制度

お子さまが安心して学校に通えるよう、給食費や学用品費などの支払いにお困りの保護者を対象に、それらの費用の全部又は一部を援助しています。

- (1) 対象世帯 ・児童扶養手当を受給している世帯（「児童手当」、「特別児童扶養手当」は対象外。）
・市町村民税が非課税又は減免である世帯 など※

(2) 申請手続について

申請書 12月から松江市内の小学校、学校教育課でお渡しできます。またHPからもダウンロードできます。

申請方法 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出先にご提出ください。

提出先 就学予定の小学校

提出期間 12月～1月上旬（申請書を受けとる際に、必ずご確認ください。）

締切日までに提出した方：審査結果を3月中旬ごろに発送し、認定の方には3月末に入学準備金を支給します。

締切日を過ぎて4月末までに提出した方：審査結果を5月中旬ごろに発送し、

認定の方は5月末に新入学学用品費を支給します。

注 意 松江市外へ転出する方、転出予定の方は申請できません。

他の制度との重複受給はできません。

※認定要件や添付書類など、詳しくは HP をご覧くださいか、学校又は問い合わせ先にご連絡ください。

令和8年度の申請については、12月に HP を更新します。



3. 特別支援教育就学奨励費

松江市立学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者を対象に、家庭の経済状況に応じて奨励費を支給します。

- (1) 対象者 ・松江市立学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者
・松江市立学校の通常学級に在籍する一定の障がいがある児童生徒の保護者

(2) 申請手続について

入学後、各学校からご案内します。

注意 就学援助等の他の制度との重複受給はできません。（一部費目を除く。）

- (3) お願い 新入学学用品費（例：ランドセル、制服など）等の奨励費を申請する際には、領収書又はレシートの添付が必要です。入学後、学校から案内があるまで大切に保管しておいてください。

※詳しくは HP をご覧くださいか、学校又は問い合わせ先にご連絡ください。



【問い合わせ先】 松江市教育委員会学校教育課学事係

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 （松江市役所第四別館 3 階） 電話 0852-55-5416

【松江市ホームページ】⇒【子育て・教育】⇒【教育委員会】⇒【学校・生徒指導】⇒【手続き・援助制度】